

## <今後の学校安全の取組について>

児童生徒安全課安全班

### (1) 学校安全計画の見直しや改善について

問1 学校安全計画を確認したが、修正はなかった【52.4%】

学校安全計画を確認し、修正した【47.6%】

問4 学校安全に関する職員の研修を実施しなかった【7.8%】

- ・学校安全計画は、PDCAサイクルを確立させ、取組に対する検証を行うとともに、安全に関する職員の研修を位置付けるなど、見直し・改善を検討する必要があります。

### (2) 学校施設の安全性の確保について

問5 体育施設等の安全点検を毎月1回以上実施予定【88.6%】

体育施設以外の安全点検を毎月1回以上実施予定【88.6%】

- ・児童生徒等が使用する施設・設備等については、毎学期1回以上の安全点検の実施が定められています。県教育委員会においては、特に体育施設については毎月1回以上の実施を求めています。
- ・学校での事故を防止するために、教室等校舎内の施設においても毎月の安全点検の実施や、目視だけでなく負荷をかけることや実際に動かして動作を確認する等の工夫が重要です。

### (3) 登下校中の安全について

問7 学校に地域安全マップ等がない【9.9%】

- ・「地域安全マップ」の作成・活用は、児童生徒等の「危険予測能力」「危険回避能力」の向上のための有効な手立ての一つです。交通安全、防犯、防災の3つの視点から「地域安全マップの」作成・活用を推進します。

## (4) 風水害への対応について

問 26 防災計画や防災マニュアルの見直しをしていない【11.7%】

問 27 防災計画や防災マニュアルはハザードマップを参考にしていない【6.9%】

- ・近年の気候変動に伴う水害・土砂災害の激甚化・頻発化により、学校の防災体制の強化が求められます。ハザードマップ等で地域の災害リスクを確認し、危機管理マニュアル(防災マニュアル)が常に実践的なものとなるように改善を行う必要があります。
- ・市町村の地域防災計画において、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し要配慮者利用施設に位置付けられている学校は、水防法及び土砂災害防止法により、避難確保計画の作成や同計画に基づいた避難訓練の実施が義務付けられています。

## (5) 地域と連携した防災体制の構築

問 24 避難訓練の実施形態 保護者参加【48.0%】

地域と連携【12.8%】

消防署と連携【34.6%】

警察署と連携【16.2%】

他校と合同【10.4%】

問 50 避難所に指定されているが避難所運営マニュアルが作成されていない【12.2%】

問 53 地域と連携した防災体制が構築されていない【40.2%】

- ・避難訓練等について、学校単独実施にとどめるのではなく、市町村部局や関係機関と連携を図り、学校・家庭・地域をあげての防災避難訓練を実施するなど、地域の多様な主体と連携・協働し、地域の災害リスクを踏まえた防災教育や訓練を実施していくことが求められます。
- ・避難所として指定されている学校については、避難所運営マニュアルの作成が必要です。